

## 納付金低減に係る増額措置

### 1 現行制度の概要

(1) 生徒納付金を低額に設定することにより、保護者負担を軽減させている学校に対して、補助金を配分する。

#### (2) 対象校及び算出方法

保護者負担総額(入学金 + 3年間の月納金)が、県平均額以下の学校に対して、下回る額に、生徒数(定員内実員:1年生)を乗じて額を算出した数により、予算総配分額の4%相当額を按分し、該当校に配分する。

### 2 他県の例

#### (1) 神奈川県

・平均的な納付金額を基準として、経常費補助金額の+10%~10%の範囲で増減調整する。

#### (2) 愛知県

・平均的な納付金額を下回る金額に応じて、経常費補助金額の最大25%までの範囲で増額調整をする。

#### (3) 大阪府

・生徒数に平均的納付額を下回る金額の1/2を乗じた額を加算する。